

## 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の見直しについて

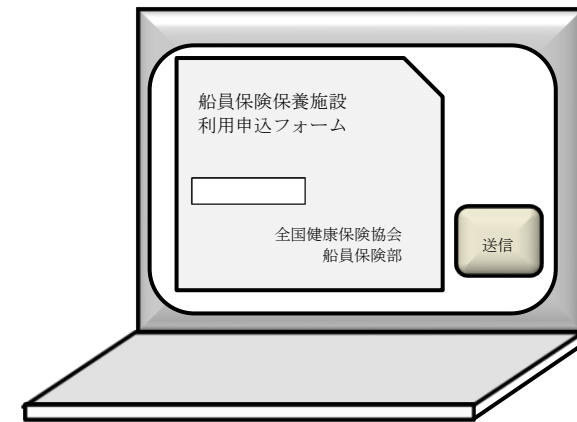
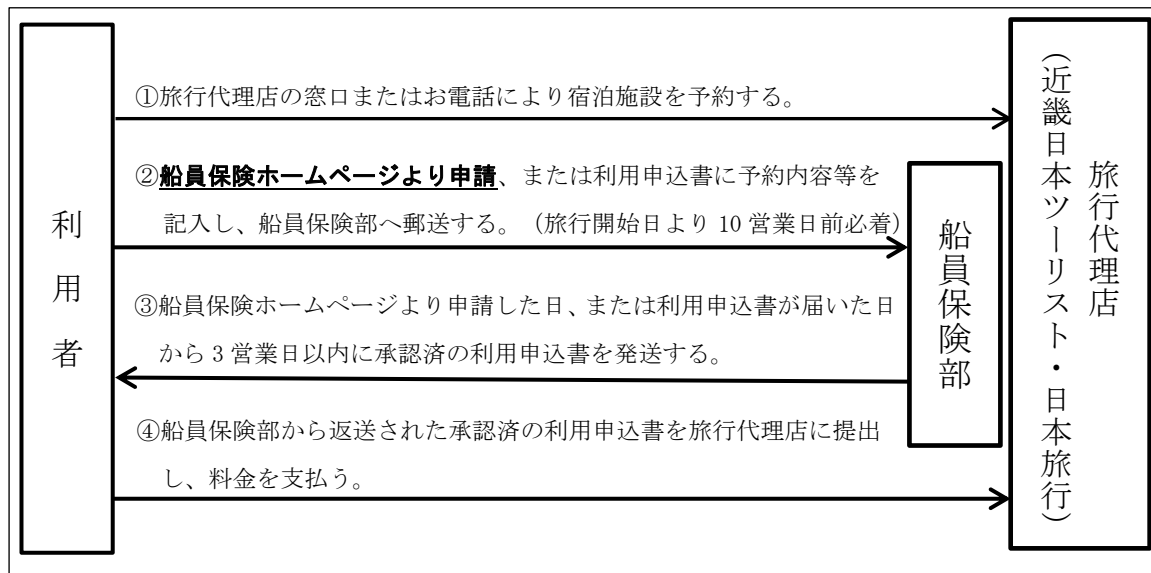
26年度より開始した旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、船員の皆さまに更にご利用いただくよう、29年度より利用方法及び補助内容の一部を次のように見直します。

### 【見直しの内容】

#### ○申請方法の見直し

利用手続きの煩雑さを軽減するため、船員保険ホームページより申請することを可能とする。

(参考) 利用の流れ



## ○年度上限宿泊数の見直し

比較的長期や同一年度複数回の旅行に対応するよう、年度上限宿泊数を 4泊（現行2泊） とする。あわせて、海外旅行時も利用可能とする。

（参考）健康保険組合の宿泊補助の状況

### 健康保険組合における保養事業の状況（平成28年12月調査時点）

同様の事業を実施している健康保険組合による補助内容等については、インターネット等により知り得る範囲で次のとおりでした。

#### ○補助内容（直接契約施設の一部と旅行代理店協定施設）

補助金額（被保険者）

【健康保険組合（40組合）】

- ・1泊当たりの補助金額は3,000円が一番多く、40組合での平均額は3,225円となっている。
- ・年度上限宿泊数は2泊が一番多く、40組合での平均泊数は3.6泊となっている。
- ・年度上限補助金額は12,000円が一番多く、40組合での平均額は11,438円となっている。

